

埋蔵文化財 ニュース

CAO NEWS

Centre for Archaeological Operations

発行所

奈良国立文化財研究所

埋蔵文化財センター

〒630 奈良市佐紀町

☎ 0742-33-2324

3

1976.3.1

都道府県における遺跡分布調査の現況

埋蔵文化財センターでは、昨年10月、都道府県教育委員会に照会して、都道府県における遺跡の現状把握のための分布調査の現況について、調査を実施した。

遺跡を保護するには、まず遺跡の存否を確認する必要があるのは当然だが、さらに、各々の遺跡の範囲を明確にし、それにもとづいて保護の対象とすべき地域がどの範囲なのかを正確に客観的にわかるように把握しておかなければならぬ。昨年、文化財保護法の改正に際して、遺跡における土木工事等の発掘行為を許可制にすべきか否かの議論があった。結局、許可制に踏みきることができなかつたのだが、その理由のひとつとして、全国的にはなお個々の遺跡の範囲の把握状況が保護対象地域の明確な線引きを可能にする段階にいたっていないとの認識があったと聞く。こういった状況を改善するため、文化庁は昭和51年度から遺跡の詳細を明らかにするための分布調査を実施する方針であるといわれる。

遺跡の現状把握については、昭和35年度から37年度にかけて、当時の文化財保護委員会が、都道府県教育委員会の協力を得て、全国的な遺跡の分布調査を実施している。その成果は『全国遺跡地図』にまとめられ、昭和39年度から42年度に刊行された。この時の調査によると、全国の遺跡数は9万8千個所にのぼつた。その後補訂作業がおこなわれ、その結果として、約13万8千個所という数字が公表されている。

この前回の調査以後も、都道府県教育委員会は、あるいは独自の企画にもとづき、あるいは開発行為に対処するため、数多くの分布調査を実施し、その成果を遺跡地図にまとめ、公刊するなど、遺跡保護の基礎資料の充実に努めてきた。これらの努力の成果から、前回の全国遺跡分布調査が必ずしも十全のものでないことが明らかになってきた。そこで、文化庁は昭和46年度から全国的な再調査を企図した。この分布調査は現在実施中のところもあるが、その結果はほぼまとまりつつある。今回のセンターの調査によると、現在約20万5千個所が遺跡として把握されており、この数字は前回の全国遺跡分布調査結果の約2倍に増加したことになる。

次頁以下にまとめた今回のセンターの調査は、こういった遺跡分布調査の全国的な現況をいくつかの側面から明らかにすることによって、都道府県の遺跡保護の姿を知るとともに、遺跡の現状把握の問題点の所在を探るための資料にしたいと考えたものである。調査に際しては、都道府県教育委員会文化財担当課の多大の御協力を得た。厚く感謝の意を表したい。

I 全国の遺跡

遺跡件数 都道府県教育委員会が遺跡として現在確認しているものは、全国で約20万5千個所にのぼる。最も多いのは広島の約1万4千個所、ついで兵庫 12,527個所、最も少いのは沖縄 560 個所である。昭和35~37年に文化財保護委員会が実施した全国的な調査（以下昭35~37調査と略称する）による遺跡数は約9万8千個所であったから、2倍以上に増加したことになる。

遺跡密度 わが国の国土総面積37万7千㎢からすると、1㎢あたりの遺跡の密度は0.54個所となる。人の常住しない山地や火山地を除いた丘陵・山麓・台地・平地などの合計面積14万7千㎢では、1㎢あたり1.39個所の計算になる。全県面積あたりの密度の最高は大阪 2.3 個所／㎢で、最低は北海道の0.04個所／㎢である。山地等を除いた丘陵・平地の面積による密度では、濃密なのは奈良 13.89 個所／㎢、広島 6.62 個所／㎢、福井 5.4 個所／㎢、希薄なものは秋田 0.29 個所／㎢、北海道 0.08 個所／㎢である。4・5頁に都道府県別遺跡数と遺跡分布密度図を掲げたので参考にしていただきたい。

II 全県遺跡分布調査

現状 昭35~37調査以後、再度全県的な遺跡の分布調査を計画し、昭和50年度までに実施すみ、または完了予定の都府県は34にのぼる。さらに、年次計画にもとづいて現在実施中のものは6道県（北海道・山形・鳥取・広島・福岡・沖縄）。計40都道府県で計画的な全県遺跡分布調査がおこなわれていることになる。残る7県（秋田・千葉・長野・滋賀・徳島・香川・鹿児島）では、このような計画的な全遺跡を対象とする分布調査は現在のところおこなわれていない。

実施年度 昭和46年度から文化庁は全国の遺跡分布再調査を企画したが、この年度を規準にすると、さきの40都道府県のうち、それ以前に府県独自の企画で調査を開始したものが12府県（福島・群馬・静岡・愛知・滋賀を除く全近畿府県・福岡・大分）、46年度以降に開始したものが28都道県である。

計画年数 この分布調査を単年度で実施したものは15都府県、2年計画8県、3年計画4県、4年計画6府県、5年計画2県で、7年3県（兵庫・鳥取・大分）、9年（広島）、10年（福岡）といった長期におよぶ計画を実施中のところもある。

調査機関 分布調査を実施した主体が、道府県教育委員会であるものが32、県と市町村との共同事業としたもの1県（岡山）、市町村への委託または補助事業としたものが5県（宮城・茨城・山梨・兵庫・福岡）、ほかに分布調査会を組織し、それに委託したもの（東京）、学識経験者に委託したもの（神奈川）がある。

調査費用 調査に必要な経費としては、24県では国庫補助を受けた都道府県費を支出しており、9県（宮城・茨城・群馬・神奈川・岐阜・愛知・奈良・鳥取・山口）は県単独の事業費によっている。年度によって国庫補助を受けたり、府県単独事業費によったり、両方式を併用しているのが5府県（栃木・福井・山梨・京都・大分）、県費のほかに市町村費が加わったもの（岡山）、県費補助をうけた市町村費によるもの（福岡）がある。あわせれば、16府県で分布調査のために府県単独で事業費が組まれたことになる。

調査担当者 分布調査を担当した人々をみると、おもに道府県教委専門職員によるもの8道府県、市町村専門職員によるもの2県、県下在住専門家によるもの18県、以上すべてをあわせたもの3県、県教委専門職員と県下在住専門家の組合せが7県、市町村専門職員と県下在住専門家によるもの1県となっている。

遺跡の増加率 すでに分布調査結果がまとめられているか、中間結果の出ている都道府県をみると、確認された遺跡数は分布調査前とくらべるとすべて増加している。増加率は平均1.96倍。もっとも高い率をしめたのが京都の7倍で、ついで東京4.8倍、埼玉4倍がある。

増加原因 遺跡確認数が増加した主要な原因としては、すべての都道府県で調査精度が全般に高まつたことおよび調査不足の地域に調査がよんだことをあげているが、そのほかに城跡（宮城・福島・群馬・石川・鳥取・山口・高知）、館跡（宮城・福島・鳥取・山口）、寺院跡（福島・山口）、たたら跡（岡山）、古墓（高知）、条里跡（山口）のような特定の種類の遺跡を特に調査対象に含めたことをあげたものがあるし、民間から遺跡新発見の通報の増加をあげた県（沖縄）もある。なお、分布調査対象遺跡についてはIV項を参照されたい。

III その他の分布調査

現状 前項で紹介したような全県下のほぼあらゆる遺跡を対象とする分布調査のほかにも、不定期に各地で実施される分布調査の件数もきわめて多い。この種の分布調査は開発事業などの事前に実施し、遺跡保護の資料とするものが多く、すべての都道府県で実施されている。そのほかに、開発事業とは特に関係なしに、特定の種類の遺跡や特定の地域を対象としておこなわれる分布調査も少なくない。昭35～37調査以後にこの種の分布調査を実施したものが、19都道府県にのぼっている。

調査範囲 この種の分布調査の実施範囲が全管下面積のうちどの程度になっているかをみると、全管下の50%以上の地域におよぶとするものは3県（青森・香川・福岡）50～25%とするもの10県（福島・茨城・栃木・新潟・長野・滋賀・島根・岡山・長崎・宮崎）残る34都道府県は25%以下としている。この34都道府県では、平均すればほぼ10%内外になっている。

調査費用 こういった分布調査に要する費用は、通常文化財保護関係による経費によって負担することが原則とされている。この原則のように、都道府県単独事業費または国庫補助をうけた都道府県費によって調査を実施しているものが27道県となる。こういった事業費のほかにいわゆる原因者負担によって費用を支弁した例のある府県は16県にのぼり、原因者負担者にのみによると回答したものが4県（岩手・石川・静岡・愛媛）ある。

IV 分布調査の技術的検討

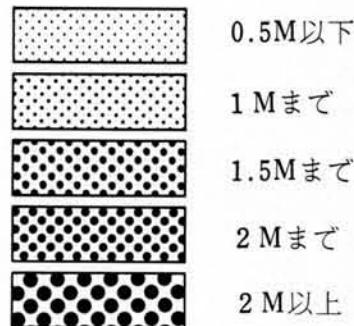
遺跡の限定 分布調査施行上の実務からすると、いつの時代のどういったものを遺跡としてとりあげるかが問題になる。この点を明確にするため、22都府県が遺跡の時代または種類あるいはその両方に限定を加えることによって、一応の規準を設けている。

時代規準設定 時代に原則的な規準を設けた21都府県では、大きくわけると、古代（平安）までとしたもの4府県（京都・奈良・鳥取・長崎）、中世（室町）までとするもの5県（埼玉・三重・和歌山・島根・宮崎）、江戸時代を除外し、それ以前とするもの2県（高知・

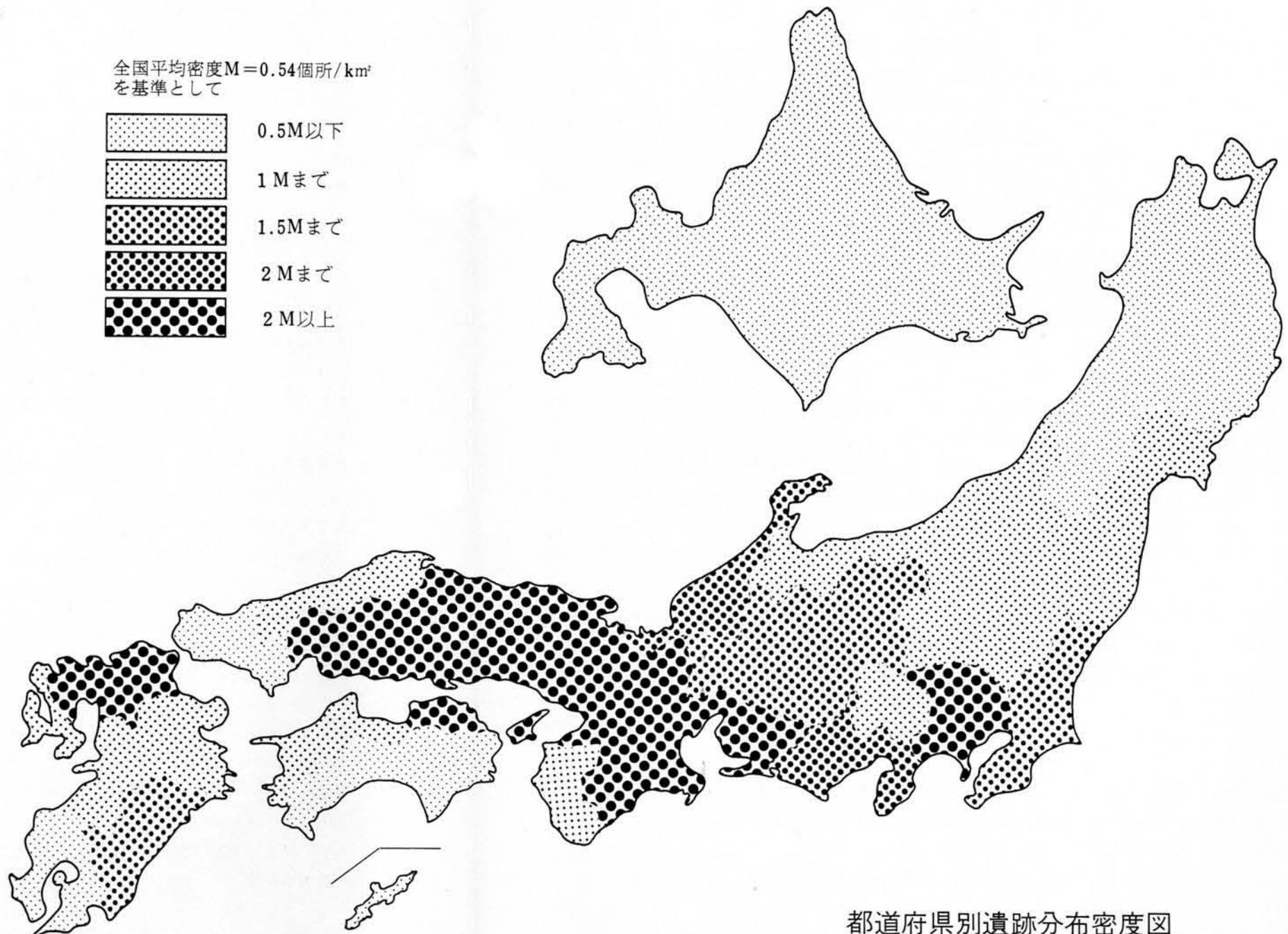
福岡)、近世(江戸)まで明治以後を除外したもの10都県(岩手・山形・千葉・東京・神奈川・石川・岐阜・静岡・岡山・佐賀)となる。このうちには、慶長以前(高知)、1624年寛永元年以前(福岡)、明治4年当該県制成立以前(岐阜)といった厳密な時代規準を設けたものもある。なお、この21都府県のうちには、規準とした時代以後のものでも、近世の著名な一部の遺跡(京都)、城跡や中世墳墓(鳥取)、近世窯跡(宮崎)など特定の種類のものに限って取りあげることにしている府県もある。

	遺跡数	密度
北海道	3,266	0.04
青森	1,597	0.2
岩手	2,900	0.2
宮城	3,800	0.5
秋田	1,444	0.1
山形	1,500	0.2
福島	6,777	0.5
茨城	3,407	0.6
栃木	2,926	0.5
群馬	3,050	0.5
埼玉	5,728	1.5
千葉	3,867	0.8
東京	3,700	1.7
神奈川	5,147	2.2
新潟	5,378	0.4
富山	1,176	0.3
石川	4,185	1.0
福井	4,500	1.1
山梨	1,431	0.3
長野	9,953	0.7
岐阜	6,081	0.6
静岡	6,335	0.8
愛知	5,276	1.1
三重	6,311	1.1
滋賀	6,000	1.5
京都	5,023	1.1
大阪	4,208	2.3
兵庫	12,527	1.5
奈良	7,700	2.1
和歌山	2,400	0.5
鳥取	7,588	2.2
島根	2,850	0.4
岡山	8,100	1.1
広島	14,000	1.7
山口	1,242	0.2
徳島	681	0.2
香川	2,403	1.3
愛媛	1,600	0.3
高知	749	0.1
福岡	9,266	1.9
佐賀	4,000	1.7
長崎	1,600	0.4
熊本	3,487	0.5
大分	2,000	0.3
宮崎	5,110	0.7
鹿児島	1,892	0.2
沖縄	560	0.3
計	204,721	平均 0.54

全国平均密度M=0.54個所/km²
を基準として



除外した遺跡 8都県では特定の種類を分布調査の対象としていない。そのうちで多いのは、近世墳墓(千葉・東京・神奈川・岡山・長崎)であり、近世屋敷(東京)近世の集落・高札場・宿場と木戸跡(岐阜)、石造物(神奈川)、江戸以後の石塔碑(新潟)、古戦場・藩学・郷学等・関跡・条里制・旧宅・園池・井泉・外国人関係遺跡等(和歌山)を原則として除外したものがある。



V 遺跡番号

現 状 分布調査の成果をとりまとめるにあたり、ふつう遺跡に番号がふられる。昭和39～42年度文化財保護委員会発行の全国遺跡地図（以下旧全国遺跡地図という）では、都道府県ごとに一連の通し番号を与えており、文化庁文化財保護部が昭和48年度から発行しているその改訂版（以下改訂全国遺跡地図という）では、基本にしている建設省国土地理院発行5万分1地形図に地図番号を与え、各図幅ごとに通し番号をつけている。

都道府県では、現在分布調査結果を整理中の福井・沖縄両県の除くすべてで、何らかの遺跡番号を定めている。もっとも多いのは、管下の市町村など行政区画単位にまとめ、そのなかで通し番号をつける方式をとるもので17都道府県、ついで県内全遺跡に通し番号をふっているもの13県が多く、この両方式を併用し、遺跡1箇所に番号が2つあるものが10府県ある。残る5県はやゝ特殊な方式を採用し、建設省国土地理院の5万分1地形図単位に通し番号をつけるもの（山口）、行政区画ごとにまとめ、さらにそれを遺跡の種類別に分類して番号をつけるもの（静岡）、行政区画ごとにまとめ、各行政区画内では5万分1地形図ごとに通し番号をつけるもの（新潟）、旧全国遺跡地図以後発見の遺跡には地域（旧郡単位）別に通し番号をつけたもの（福島）、分布調査実施地域ごとに番号をつけたもの（広島）がある。

遺跡番号の単位 古墳や窯跡のように群在するもの、あるいは同一地点に異った時代や種類の遺跡が重複する場合、番号を与える単位をどのようにとるかは、全国的に同じではない。

群在する遺跡の場合、原則として、1基に1番号を与えるもの16道県、群単位にまとめそれぞれ各群に1番号を与えるもの20府県、1群に1番号を与え、群内の各基に枝番号を与えるもの4都県（東京・和歌山・島根・香川）となっている。ほかに、1基1番号と1群1番号の両方式併用（石川・高知）と1基1番号と枝番号の両方式併用（京都・岡山）がある。

同一地点に時代や種類の異なる遺跡が重複するような場合では、原則として、同一番号としたもの19県、別番号を与えたもの16都府県、分布範囲が異なる場合のみ別番号を与えたもの7道府県（北海道・宮城・福島・富山・大阪・奈良・福岡）、種類の違う遺跡が重複している場合別番号としたもの4県（岩手・埼玉・長野・滋賀）となっている。

損壊遺跡のとりあつかい かつて存在することが確認されていた遺跡で、その後破壊されたり、隠滅したものを分布調査に際してどのようにとりあつかうかもひとつの問題である。この種の損壊遺跡を調査対象から除外するとしたのは2県（岩手・千葉）と少ない。これと対照的にその他の遺跡とまったく同じようにあつかったものが18都府県（青森・埼玉・東京・富山・石川・山梨・長野・静岡・滋賀・大阪・鳥取・山口・徳島・愛媛・高知・長崎・宮崎・鹿児島）ある。分布調査の対象にするが、遺跡番号をつけず、番外としたものが3県（福島・群馬・福井）、調査対象とし、番号もつける点では他の遺跡と同じだが、台帳や遺跡地図では破壊または隠滅を註記する方式のものが23道府県ともっとも多い。

VI 遺跡台帳

それぞれの遺跡の詳細を記入した台帳の類は、昭35～37調査以降ほとんどの都道府県がその追加補充をおこなっているが、備えている台帳が昭35～37調査当時のもののみといった県（山形・千葉・山梨・奈良・長崎）、各種の分布調査実施単位の台帳をもつもの（広島）、現

在実施中の分布調査を整理し完備する予定のもの（鳥取・沖縄）などの8県がある。台帳はほとんどが遺跡単位のカード式のもので、愛知県のみが6遺跡程度を1枚に記入したものとなっている。

カード式台帳 台帳としたカードの体裁は、文化財保護委員会または文化庁による兩度の全国遺跡分布調査の指定様式によるものが多いが、各地方の特色を生かした独自のものによる道県（北海道・岩手・群馬・埼玉・神奈川・静岡・兵庫・鳥取）もある。その他に、城跡（宮城）やチャシ（北海道）など特別な遺跡のみ別体裁のカードとしたものもある。

所在地の記入 遺跡の範囲の把握状況を知るために、台帳に遺跡の所在地がどこまで記入されているか調べたが、地番まで記入したものは1県（群馬）のみで、圧倒的に地番記入があつたりなかつたりするとするものが多く、36都道府県にのぼり、地番記入なしと答えたものが4県（栃木・富山・福井・広島）となっている。

台帳の追加訂正 新発見その他によって増加する遺跡について、絶えず継続的に追加訂正しているのは14都道府県、分布調査を実施するたびに追加訂正しているもの21県、年度末など定期的におこなっているもの3県（富山・三重・愛媛）、適宜おこなうもの1府である。

VII 遺跡地図・遺跡地名表

現状 旧全国遺跡地図発行後、多くの都道府県が新しい資料を追加して全管下の遺跡地図または遺跡地名表を発行している。そのうち、地名表または目録のみを発行したものは5県（福島・茨城・島根・高知・沖縄）、21都府県（岩手・栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川・新潟・富山・石川・愛知・三重・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・山口・徳島・愛媛・鹿児島）は地名表をつけた遺跡地図を発行している。岡山・福岡・大分は分冊または行政区画ごとにまとめたものを現在発行中である。計24都府県で遺跡地図があることになる。

遺跡地図の縮尺 発行された遺跡地図には、20万分1（愛媛）、15万分1（徳島）といった縮尺の地図を使用し、むしろ地名表主体ともいえるものを除くと、それぞれ基本に使用しているのは、7万分1（栃木）、5万分1（岩手・群馬・神奈川・新潟・富山・三重・山口・大分・鹿児島）、5万分1と2万5千分1の併用（愛知・京都・岡山）、2万5千分1（埼玉・東京・石川・和歌山）、1万分1またはそれ以上の縮尺の地図（大阪・兵庫・奈良・鳥取・福岡）である。なお、旧全国遺跡地図は7万5千分1、改訂全国遺跡地図は7万分1である。

遺跡地図発行部数 平均発行部数は865部、最高は2,000部（神奈川）、ついで1,800部（東京）、1,200部（栃木）、1,000部（群馬・埼玉・富山・京都・山口・徳島）となり、300部が最少部数である。

以上が今回の調査結果の概要である。全都道府県から回答を得たが、質問文の一部に不備な点もあり、再度電話等で問合せたところもあるが、ほとんどは教育委員会からの回答に記入されたところによっている。なお、概要中で合計数が47都道府県数に合致しないような場合もあるが、それは一部の回答に記入のないものがあったことによる。

昭和51年度埋蔵文化財センター発掘技術者研修予定一覧

区分	一般研修	専門研修	専門研修	専門研修	専門研修	特別研修
題目	一般課程	遺跡測量課程	遺物整理課程	遺跡調査課程	分布調査課程	特殊調査技術課程
実施月	7月下旬~8月	4月下旬~5月	10月下旬~11月	1月下旬~2月	2月末~3月上旬	第1回6月中旬
期間	約40日	約40日	約40日	約40日	約1週間	数日
人員	16名	12名	16名	16名	16名	30名
対象	都道府県又は市町村の埋蔵文化財担当の職員、若しくはこれに準ずる者で、発掘調査の経験の少ない者	都道府県又は市町村の埋蔵文化財担当の職員、若しくはこれに準ずる者で、一般研修修了またはそれと同程度の経験を有する者	同左	同左	同左	同左
内容	遺跡の発掘調査に関する一般的な基礎的知識と技術の研修	遺跡の測量に関する必要な専門的知識と技術の研修	遺物の調査・整理・保存に関する必要な専門的知識と技術の研修	集落遺跡をはじめとする遺跡の発掘調査に関する必要な専門的知識と技術の研修	遺跡の分布調査探査に関する必要な専門的知識と技術の中期間の研修	新しい調査方法の知識と技術に関する短期間の研修
宿泊施設	あり	あり	あり	あり	あり	なし